資料２－１

スポーツ振興くじ（toto）について

１．趣旨・根拠

○ 趣旨

スポーツ振興のために必要な財源確保の手段の一つとして、Ｊリーグの試合の結果（勝敗・得点）に関するくじを発売し、その収益の一部を、地方公共団体又はスポーツ団体が実施する地域スポーツの振興、スポーツ環境の整備などの事業に対する助成等に充てる。

○ 根拠法律

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」（平成１０年制定・施行）

スポーツ議員連盟で検討が進められ、超党派の国会議員により提出された議員立法

○ 実施主体

独立行政法人日本スポーツ振興センター

２．スポーツ振興くじの収益について

収益は、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興事業のための資金(2/3)と国庫納付(1/3)に充当。

<table>
<tr><td colspan="4">売上金額等</td></tr>
<tr><td>払戻金額（売上金額の 1/2）</td><td>運営費</td><td>国庫納付金（1/3）</td><td>助成財源（2/3）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">収益</td></tr>
</table>

３．売上の推移

（単位：億円）

年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
売上	６４３	３６１	１９９	１５７	１４９	１３５
年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
売上	６３７	８９７	７８５	８４８	７８１	

※23 年度は、3 月 19 日時点の売上

（参考）

参　照　条　文

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

（事業計画等の認可）

第二十一条　センターは、毎事業年度、第十五条第一項に規定する業務のうちスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画（第三項において「事業計画等」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

３・４　（略）

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第十四条　法第二十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（抄）

（分科会）

第五条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	
スポーツ・青少年分科会	一～五　（略） 六　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）を処理すること。

２～６　（略）